

○古物営業法等に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 6 号 神生総発第 36 号）

最終改正 平成 25 年 5 月 7 日 例規第 29 号 神生総発第 132 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、古物営業法、古物営業法施行規則及びその他の法令並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う古物営業の許可、認定等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 古物商及び古物市場主の許可(第 5 条―第 9 条)

第 3 章 古物商及び古物市場主の変更の届出(第 10 条―第 16 条)

第 4 章 古物競りあっせん業者(第 17 条―第 19 条)

第 5 章 認定古物競りあっせん業者等(第 20 条―第 25 条)

第 6 章 雑則(第 26 条)

等である。